

第68回 横浜市港湾審議会

〔議題〕

- 1 横浜市港湾審議会委員長及び副委員長の選任
- 2 横浜市港湾審議会幹事会幹事の推薦
- 3 横浜市港湾審議会の運営に関する規程の改正
- 4 横浜港港湾計画の軽易な変更
- 5 横浜港港湾計画の一部変更
- 6 令和2年度港湾環境整備負担金
の負担対象工事の指定

1

【議題1】

横浜市港湾審議会 委員長及び副委員長の選任

2

【議題2】

横浜市港湾審議会
幹事会幹事の推薦

3

【議題3】

横浜市港湾審議会の運営に
関する規程の改正

4

【改正趣旨】

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大等不測の事態にあっても、横浜市港湾審議会を持続的かつ安定的に運営することを目的とした改正をします。

【主な改正点】

- Web会議システムによる議事への参加
委員が一同に会場に集まることが困難な場合に、Web会議システムによる参加を可能なものとします。(第16条)
- 書面による開催
やむを得ない事由で会議を開催できない場合に、書面による開催、議事を行えることとします。(第18条)
- 会議の招集
委員長が不在の場合等にも会議を招集できることとします。(第2条)

5

【議題4】

横浜港港湾計画の軽易な変更

【議題5】

横浜港港湾計画の一部変更

6

諮問書(写)

港湾政第1101号
令和2年12月16日

横浜市港湾審議会
委員長 様

横浜市長 林 文子

印

横浜港港湾計画の軽易な変更について(諮問)

横浜市港湾審議会条例第2条の規定に基づき、横浜港港湾計画の軽易な変更について、貴審議会の意見を求めます。

7

諮問書(写)

港湾政第1102号
令和2年12月16日

横浜市港湾審議会
委員長 様

横浜市長 林 文子

印

横浜港港湾計画の一部変更について(諮問)

横浜市港湾審議会条例第2条の規定に基づき、横浜港港湾計画の一部変更について、貴審議会の意見を求めます。

8

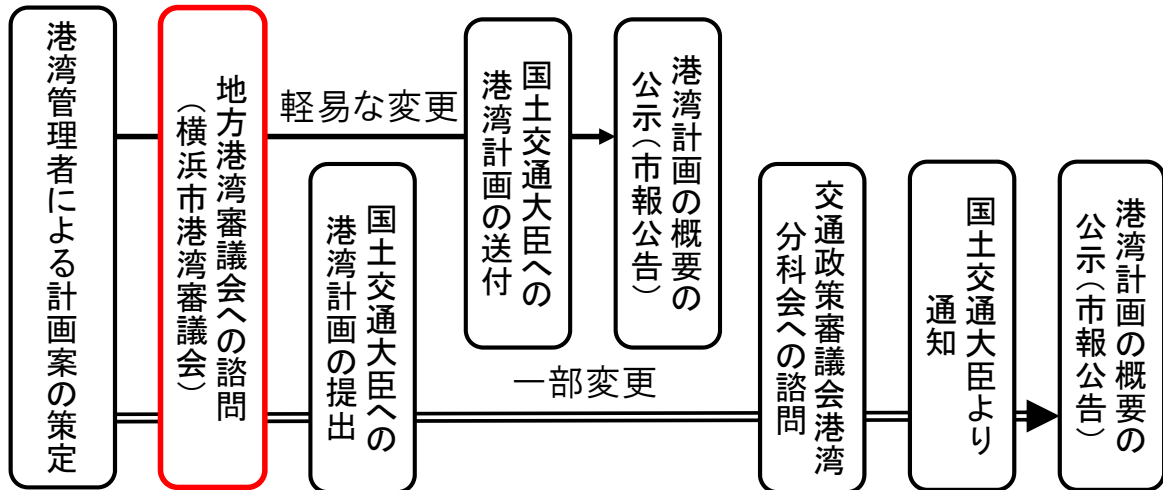
港湾計画の区分(軽易な変更、一部変更とは)①

一部変更の基準(港湾法施行規則 第一条の九)概略

○直轄工事対象案件などの追加、削除または規模・配置の変更

⇒該当しなければ軽易な変更、該当すれば一部変更

港湾計画の変更手続きフロー



9

港湾計画の区分(軽易な変更、一部変更とは)②

今回の港湾計画変更の区分

軽易な変更の案件

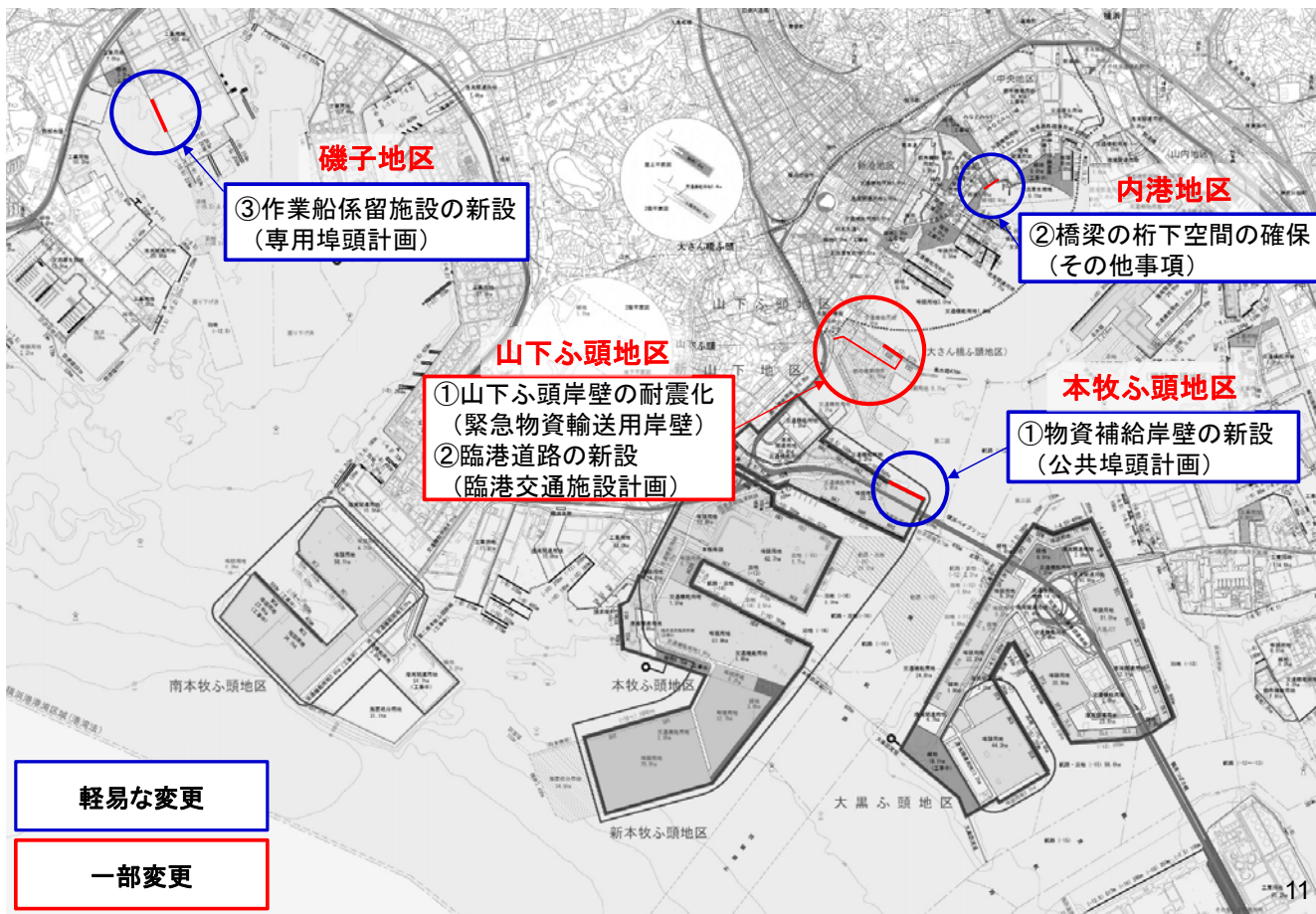
- 本牧ふ頭地区
 - ・公共埠頭計画
 - ・物資補給等のための施設
- 磯子地区
 - ・専用埠頭計画
- 内港地区
 - ・その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

一部変更の案件

- 山下ふ頭地区
 - ・大規模地震対策施設計画
 - ・臨港交通施設計画

10

横浜港港湾計画の主要な変更案件



軽易な変更に関する事項

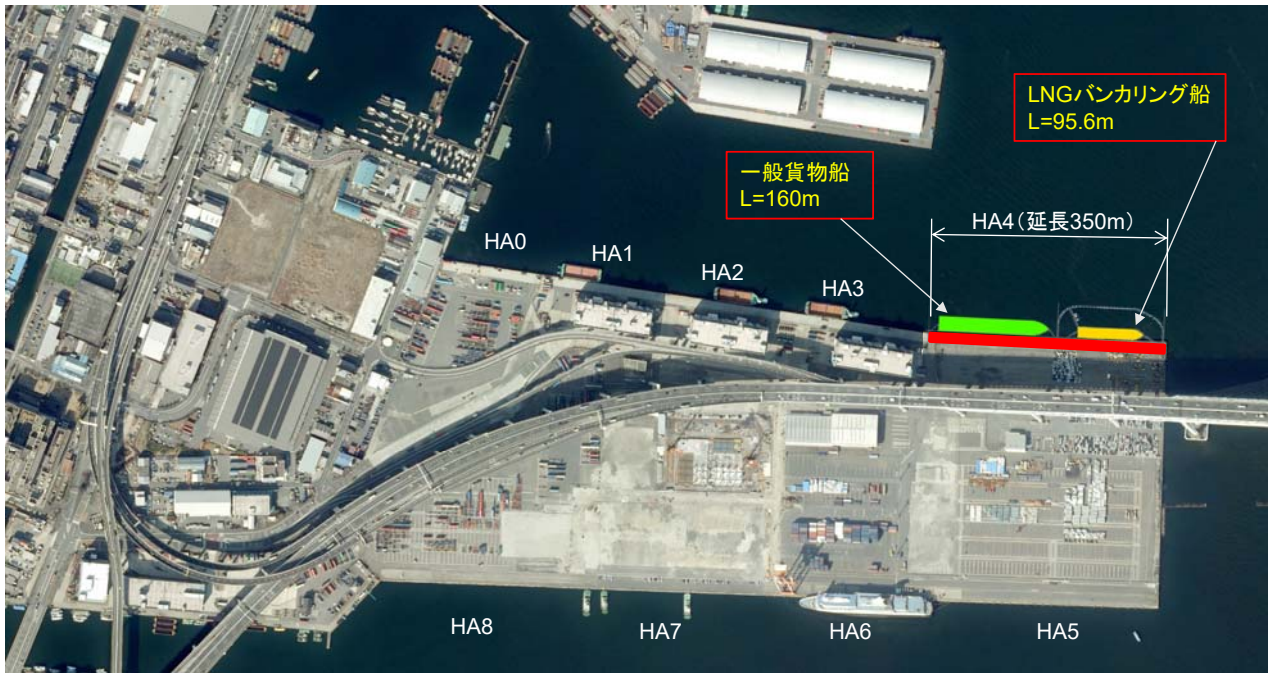
(主な変更内容)

- 1 LNGバンカリング船等の拠点 【本牧ふ頭地区】
- 2 女神橋の桁下空間の確保 【内港地区】
- 3 作業船係留施設(ドルフィン)の新設 【磯子地区】

1 LNGバンカリング船等の拠点【本牧ふ頭地区】

計画の概要

- 本牧A4護岸は、A5,6号コンテナターミナル用地埋立に伴う外周護岸として昭和49年に完成した。
- 既存施設を有効に活用するための補強を行い、係留施設として岸壁とすることで、LNGバンカリング船や一般貨物船の係留を可能とする。



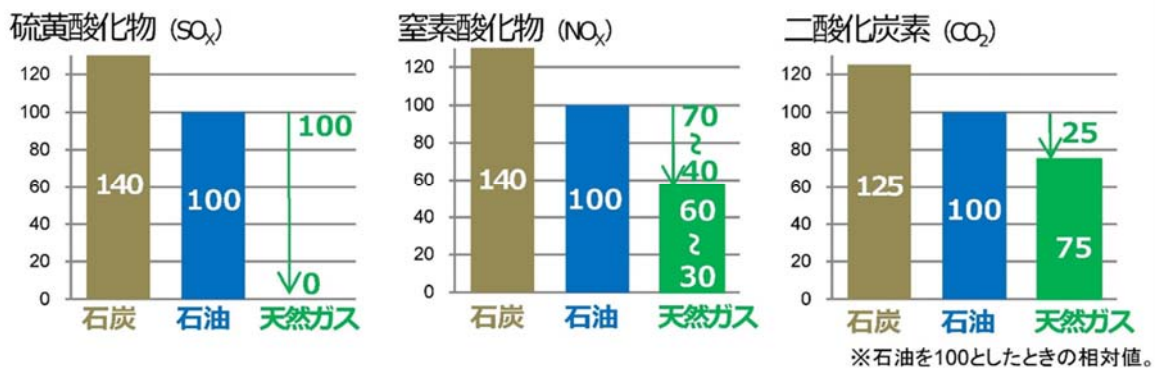
13

1 LNGバンカリング船等の拠点【本牧ふ頭地区】

LNGバンカリング拠点形成について

- 2020年から一般海域における国際的な船舶排出ガス規制の強化により、燃料油に含まれる大気汚染物質(SO_x等)の排出量が大幅に制限された。
 - 船舶燃料をLNGに転換することでSO_x等の排出量削減に有効なことから、今後国内外においてLNGを燃料とする船の普及が見込まれる。
- ※LNG: 液化天然ガス

LNGの環境優位性



出典: PORT2030「参考資料集」

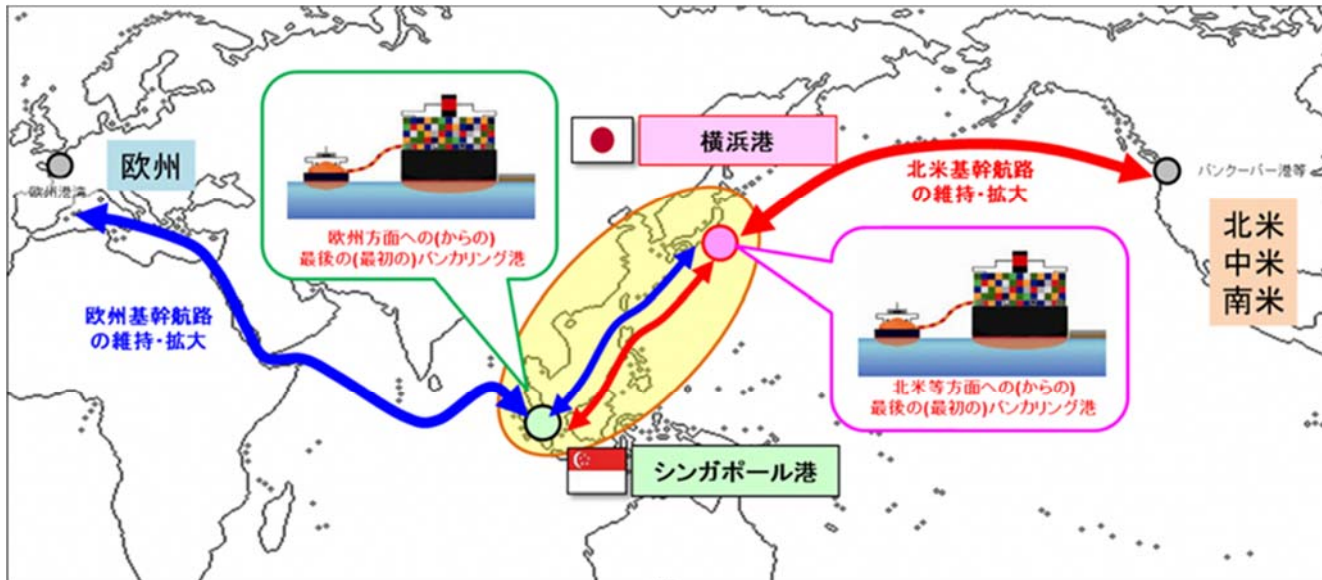
14

1 LNGバンカリング船等の拠点【本牧ふ頭地区】

LNGバンカリング拠点形成について

- 北米航路のファーストポート・ラストポートである横浜港とシンガポール港が連携し、北米、アジア、欧州を結ぶLNGバンカリング拠点のネットワークを形成する。
- 横浜港はLNGを燃料とする船舶の寄港を促し、国際戦略港湾として港湾物流の競争力を強化する。

国際的なLNGバンカリング拠点のネットワーク(イメージ)



15

1 LNGバンカリング船等の拠点【本牧ふ頭地区】

LNGバンカリング拠点形成について

H30年度 国の「LNGバンカリング拠点形成事業」に採択

平成30年11月 LNGバンカリングを実施する

「エコバンカー SHIPPING株式会社」を設立。



平成31年2月 LNGバンカリング船の建造に着手。(令和3年度供用開始)

〔バンカリング船の基本仕様⇒全長95.57m, 喫水4.4m, 4,100GT, LNG積載容量 約2,500m³〕



バンカリングのイメージ(コンテナ船)



バンカリングのイメージ(旅客船)

16

1 LNGバンカリング船等の拠点【本牧ふ頭地区】

LNGバンカリング拠点形成について

- バンカリング船の「定係地」については、コンテナターミナル群、客船ターミナル群及び自動車ターミナル群各々に近接し、港内の中心に位置する本牧ふ頭A突堤とすることで利便性が確保できる。
- 横浜港を拠点に東京湾内の各港へ燃料供給を展開していく見込み。



1 LNGバンカリング船等の拠点【本牧ふ頭地区】

定係地の安全対策について

○東京湾におけるLNGバンカリング船の航行・係留に係る安全性の検討と防災設備については、海上保安庁、学識者等で構成される2つの委員会で検討を行い、安全対策を確認した。

○船舶航行安全対策調査検討委員会

(検討内容) ・実施対象海域の自然環境・交通環境

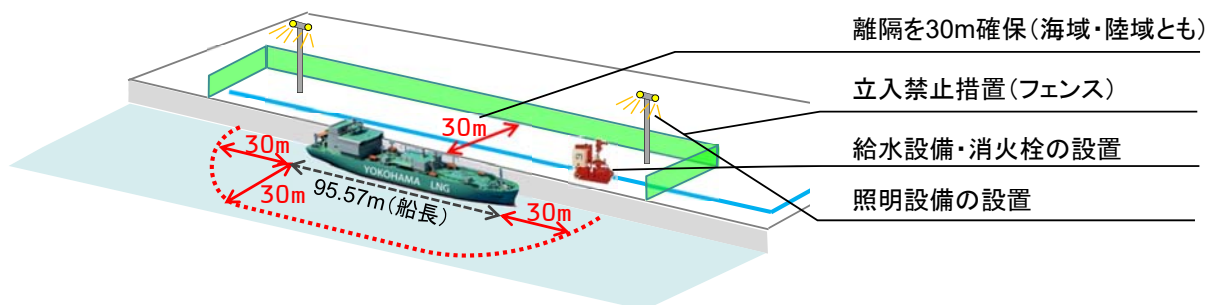
- ・燃料供給事業に係る安全性 ⇒ 係留に係る安全性の検討
- ・燃料供給事業に係る安全対策 ⇒ 定係地等の安全対策

○海上防災に関する調査研究委員会

(検討内容) ・バンカリング船の安全設備

- ・積込みに係る安全設備・防災設備
- ・係留地の防災設備 ⇒ 侵入防止柵、消火設備
- ・係留時の防災対策 ⇒ 安全管理体制、防災体制

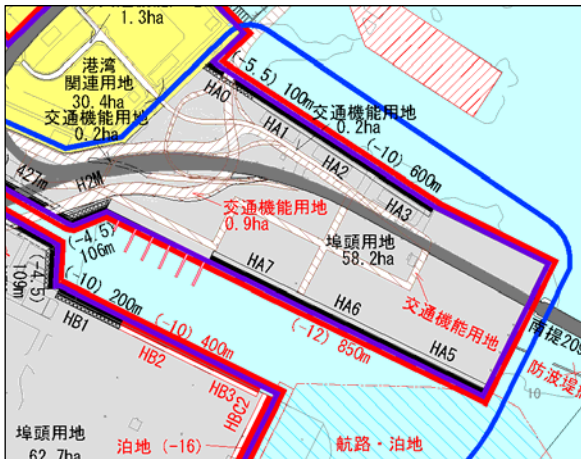
<定係地の安全対策>



1 LNGバンカリング船等の拠点【本牧ふ頭地区】

計画変更の内容

既定計画



今回計画



公共埠頭計画及び物資補給等のための施設
水深7.5m 延長350m 2バース【新規計画】

2 女神橋の桁下空間の確保【内港地区】

計画の概要

- みなとみらい21地区の回遊性向上のため、中央地区と新港地区を結ぶ歩行者専用デッキとして建設している。
- 桁下空間は、国の設計基準に基づき、水域を利用している運航会社等に事前にヒアリングや説明を行った上で決定した。
- しかしながら、金沢区や東京方面からの一部の観光船において桁下を通過できないことが判明した。

【みなとみらい連絡線】



2 女神橋の桁下空間の確保【内港地区】

計画の概要

- みなとみらい21地区の自動車道沿いの内水面は、周囲を陸に囲まれているため静穏で、ランドマークタワーや観覧車が立地するなど景観にも優れ、横浜の観光に大きく貢献している水域である。
- 橋桁の嵩上げを実施し、将来にわたり、金沢地区や東京方面など他のエリアからの来訪の可能性を確保することは、横浜の観光にとって重要である。
- そのため、橋梁の桁下空間を変更する。

[みなとみらい21地区の内水面]



21

2 女神橋の桁下空間の確保【内港地区】

計画変更の内容

既定計画

橋梁名	確保する桁下空間
みなとみらい連絡橋(仮称)	中央部 幅65m 高さ N.H.H.W.L.+2.75m

変更計画

橋梁名	確保する桁下空間
女神橋	中央部 幅65m 高さ N.H.H.W.L.+3.45m

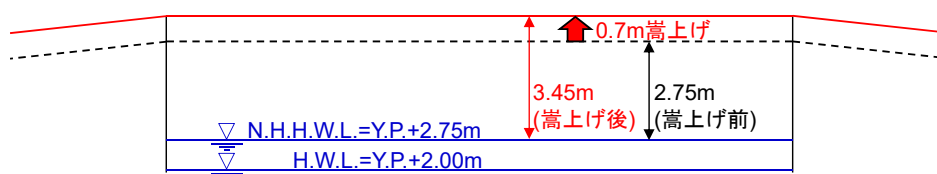


図 女神橋嵩上げ前後概略図

注)N.H.H.W.L.:略(ほぼ)最高高潮面のこと。計算上海面がそれ以上高くなることはほとんどないと考えられる高さ。

22

3 作業船係留施設(ドルフィン)の新設【磯子地区】

計画の概要

- 株式会社IHI横浜事業所ではエネルギー事業、航空・宇宙産業などに関連するプラント製品、航空機用ジェットエンジン部品やトンネル掘削用シールドマシンなどの工業製品を製造している。
- 大型重量物の搬出にあたっては、起重機船を使用し、護岸より積出を行っている。
- 既設護岸前面に係留施設(ドルフィン)を設置することにより、積出時の安全を図る。



護岸の現状

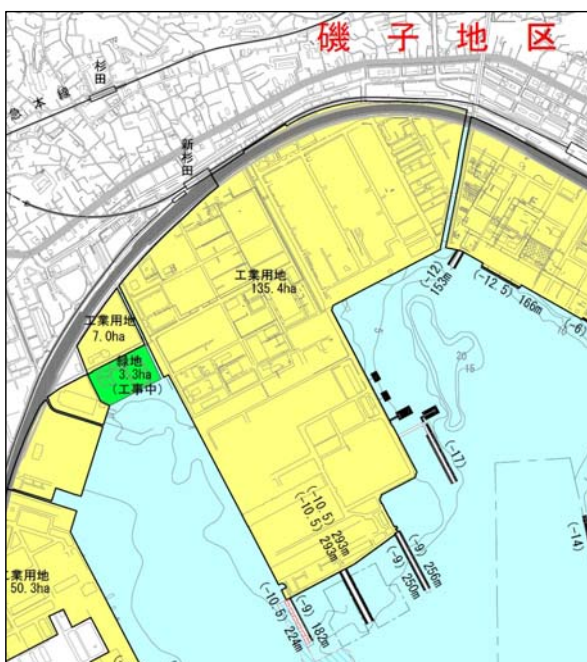


起重機船「富士」(対象船舶)

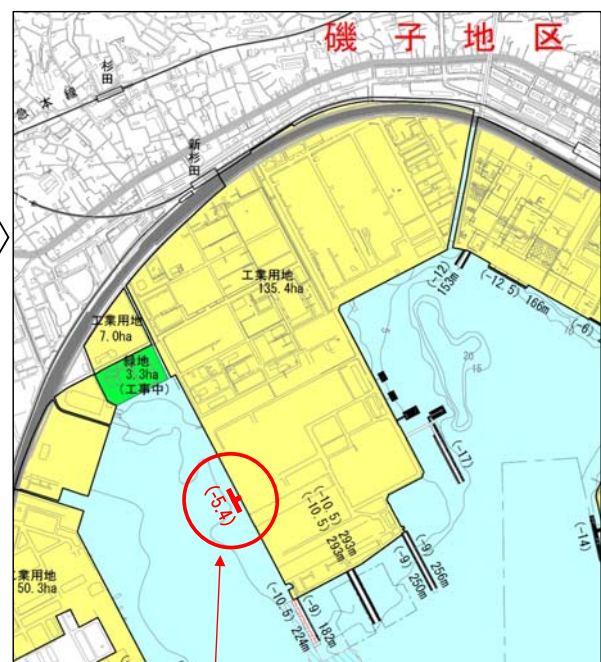
3 作業船係留施設(ドルフィン)の新設【磯子地区】

計画変更の内容

既定計画



今回計画



専用埠頭計画
水深5.4m ドルフィン 1バース [新規計画]

一部変更に関する事項

(主な変更内容)

- 1 耐震強化岸壁(山下ふ頭2号岸壁)及び臨港交通施設の新設【山下ふ頭地区】

1 耐震強化岸壁(山下ふ頭2号岸壁)及び臨港交通施設の新設【山下ふ頭地区】

耐震強化岸壁の配置(既定計画)

- 震災時における緊急物資受入や住民避難のため、緊急物資輸送用岸壁の整備を進めている。
- 緊急物資輸送用岸壁は計画12バースのうち、6バースが完成・供用している。
- 輸送艦などの艦艇やフェリーなど、災害時に派遣される大型船舶の係留への対応が求められており、早期に整備を進めていく必要がある。



1 耐震強化岸壁(山下ふ頭2号岸壁)及び臨港交通施設の新設【山下ふ頭地区】

横浜港の主な課題(災害時の救援船の停泊)

- 緊急物資輸送を効率的に行うには、市街地に近接した場所への耐震強化岸壁の分散配置が有効。
- 背後に緊急物資の荷捌きスペースを広く確保できる山下2号岸壁(L=200m)を耐震強化することで、岸壁延長を活かし大型の救援船に対応が可能となる。
- 山下ふ頭2号岸壁を耐震強化、合わせて3号岸壁を再整備・耐震化することで経年劣化による既存岸壁の更新を図る。

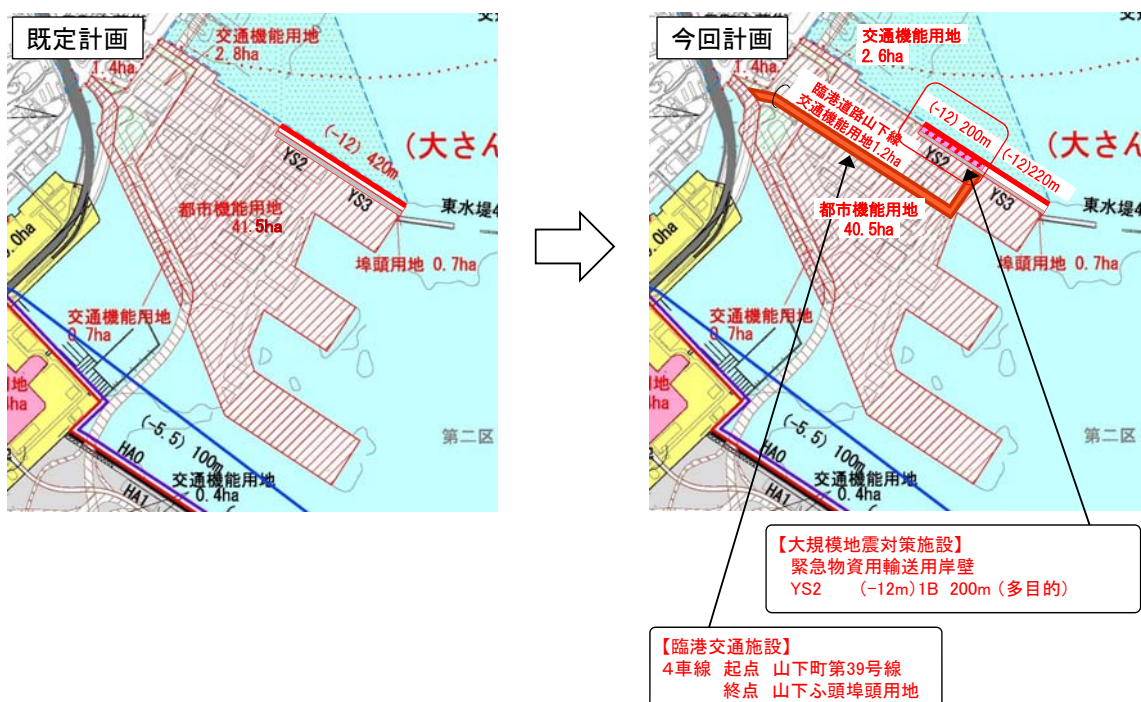


27

1 耐震強化岸壁(山下ふ頭2号岸壁)及び臨港交通施設の新設【山下ふ頭地区】

計画変更の内容

- 大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、山下ふ頭2号岸壁を耐震強化岸壁(緊急物資輸送用)に位置付ける。
- 併せて、緊急輸送路(山下町第39号線)に接続する臨港道路を計画に位置付ける。



28

【議題6】

令和2年度港湾環境整備負担金の 負担対象工事の指定

29

諮問書(写)

港湾管一第510号
令和2年12月16日

横浜市港湾審議会
委員長 様

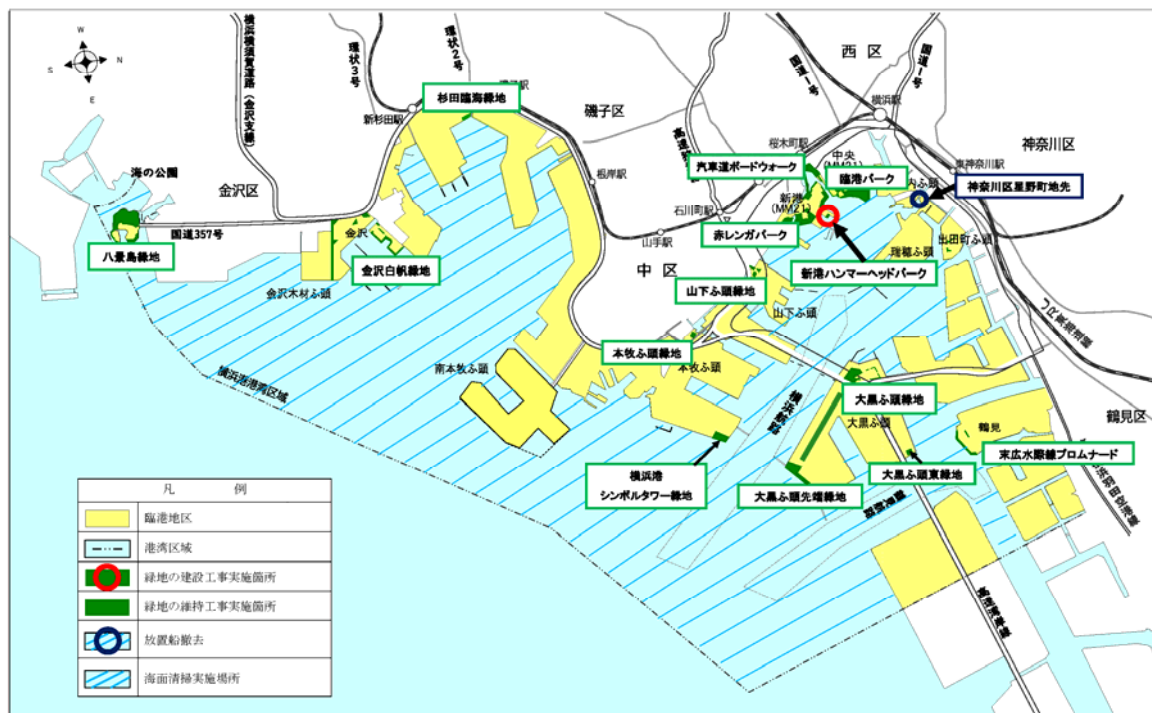
横浜市長 林 文子

印

令和2年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について(諮問)

横浜市港湾環境整備負担金条例(昭和55年3月横浜市条例第8号)第4条
第1項の規定により港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定をするにあたり、
同条例第12条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

30



31

3 令和2年度港湾環境整備負担金対象工事の例

(1) 港湾環境整備施設の建設・改良の工事

ハンマーヘッドパーク整備工事

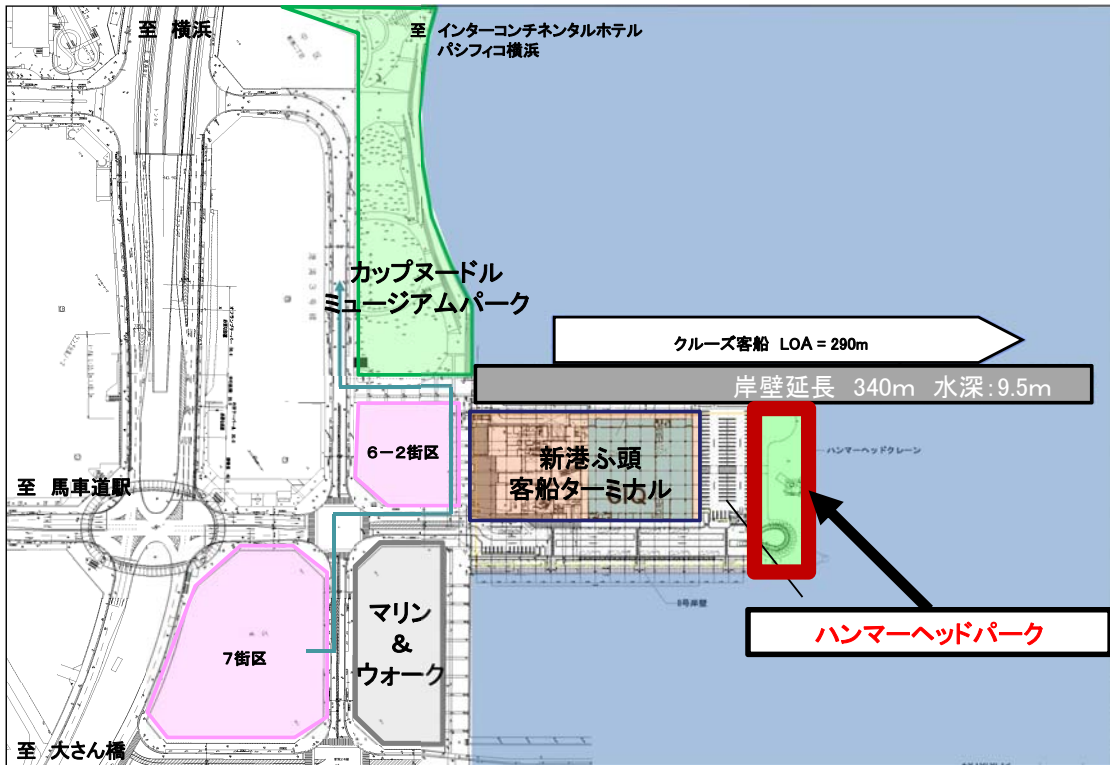


ハンマーヘッドパークは、昨年10月にオープンした新港ふ頭客船ターミナルに隣接し、近代産業遺産であるハンマーヘッドクレーンを有する開放的な広場空間として、今年の8月に供用が開始されました。

広場は客船寄港時の歓送演奏をはじめ、多目的なイベント広場として使用します。また、災害時には防災拠点として緊急物資の受入れ荷捌き地として使用します。

32

ハンマーヘッドパーク
施設案内図



33

(2) 港湾環境整備施設の維持の工事

大黒ふ頭中央緑地内における管理・清掃

(位置図)



【工事施工場所における主な作業内容】

- ・草刈 5,145㎡
- ・樹木剪定 91本
- ・ベンチ補修 2基

(施工前)



(施工後)



34

(3) 港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事

横浜港港湾区域における海面清掃業務



35

(3) 港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事

所有者不明の放置船撤去

位置図



本工事では、神奈川県星野町地先(横浜港港湾区域)に放置されていた船舶を大黒ふ頭に移動し、解体を行いました。

36